

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特別支援教育就学奨励費システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県教育委員会

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別支援教育就学奨励費事業に関する事務
②事務の概要	特別支援学校児童生徒就学奨励費事業は、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学校へ就学している幼児、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のための必要な経費を援助する事業である。 1 調書等受付事務 各特別支援学校は、保護者等から特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書を受け付ける。収入額等を確認するため、マイナンバーを利用した情報照会を行う。 2 支弁区分決定事務 各特別支援学校は、調書等に記載された世帯員の構成及び収入額等のデータをシステムに入力し、収入額の算定及び需要額の測定を行う。収入額等のデータについてはマイナンバーによる情報照会結果をシステムに反映する。システムより出力した調書等を県教育委員会に進達する。 県教育委員会は、進達された調書等を審査し、負担能力の程度に応じて支弁区分を決定する。決定した支弁区分は校長を通じて保護者等に通知する。 3 支給事務 各特別支援学校は、対象となる経費の範囲内で保護者が負担した経費について、各費目の算定方法に基づき、所要額を算出する。これを基に、支弁区分及び各費目の負担割合に応じて個人別支給台帳等を作成し、特別支援教育就学奨励費を保護者等に支給する。 4 報告事務 各特別支援学校は、保護者等に支給した金額及び人数の実績報告書等を作成し、県教育委員会に報告する。 県教育委員会はこれを取りまとめ、文部科学省に報告する。
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費システム

2. 特定個人情報ファイル名

特別支援教育就学奨励費情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の26の項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条 ・番号法第9条第2項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の九の項、第5条 別表第三の一の項及び七の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条第9項及び第4条第5項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ナ及び同条第2号から第6号まで ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条 別表第三の一の項 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三の七の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条第5項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課
②所属長の役職名	高校の特色づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
奈良県立特別支援学校	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奈良県総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課 総務係 〒630-8502 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-9849 FAX:0742-23-4312

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 基本情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ソ、同条第2号から第5号まで、同法第44条第1号ソ及び同条第2号から5号まで	[提供側] 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ネ、同条第2号から第6号まで、同法第44条第1号ネ及び同条第2号から6号まで	事後	根拠法令改正による修正 (法令等の改正による条項等の形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事後に報告)
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	学校教育課長 大西 英人	学校教育課長 深田 展巧	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成29年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 調書等受付事務 各特別支援学校は、保護者等から特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書及び証明書等の添付書類を受け付ける。 2 支弁区分決定事務 各特別支援学校は、調書等に記載された世帯員の構成及び収入額等のデータをシステムに入力し、収入額の算定及び需要額の測定を行う。システムより出力した調書等を県教育委員会に進達する。 県教育委員会は、進達された調書等を審査し、負担能力の程度に応じて支弁区分を決定する。決定した支弁区分は校長を通じて保護者等に通知する。	1 調書等受付事務 各特別支援学校は、保護者等から特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書及び証明書等の添付書類を受け付ける。平成30年度から証明書等の添付書類にかわりマイナンバーを利用した情報照会を行う。 2 支弁区分決定事務 各特別支援学校は、調書等に記載された世帯員の構成及び収入額等のデータをシステムに入力し、収入額の算定及び需要額の測定を行う。平成30年度から収入額等のデータについてはマイナンバーによる情報照会結果をシステムに反映する。システムより出力した調書等を県教育委員会に進達する。 県教育委員会は、進達された調書等を審査し、負担能力の程度に応じて支弁区分を決定する。決定した支弁区分は校長を通じて保護者等に通知する。	事前	独自利用事務に関する項目を追加
平成29年10月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の26の項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条	・番号法第9条第1項 別表第一の26の項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条 ・番号法第9条第2項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の教育委員会の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条	事前	独自利用事務に関する項目を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第7項 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号	[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号 ・番号法19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第二条 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の教育委員会の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条	事前	独自利用事務に関する項目を追加
平成29年10月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年10月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校教育課長 深田 展巧	学校教育課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年3月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の教育委員会の項	・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の8の項	事後	奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人版校の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条 別表第二知事の項 [照会側] ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の教育委員会の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条	[提供側] ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条 別表第三の1の項 [照会側] ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の8の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条第8項	事後	奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正に伴う変更
令和2年3月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の26の項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条 ・番号法第9条第2項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の8の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条	・番号法第9条第1項 別表第一の26の項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条 ・番号法第9条第2項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の8の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条第8項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムにおける 情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ネ、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ネ及び同条第2号から第6号まで ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条 別表第三の1の項 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号 ・番号法19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第二条 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の8の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条第8項	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ナ及び同条第2号から第6号まで ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条 別表第三の1の項 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第二条 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の8の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条第8項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	1 調書等受付事務 各特別支援学校は、保護者等から特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書及び証明書等の添付書類を受け付ける。平成31年度から証明書等の添付書類にかわりマイナンバーを利用した情報照会を行う。 2 支弁区分決定事務 各特別支援学校は、調書等に記載された世帯員の構成及び収入額等のデータをシステムに入力し、収入額の算定及び需要額の測定を行う。平成31年度から収入額等のデータについてはマイナンバーによる情報照会結果をシステムに反映する。システムより出力した調書等を県教育委員会に進達する。 県教育委員会は、進達された調書等を審査し、負担能力の程度に応じて支弁区分を決定する。決定した支弁区分は校長を通じて保護者等に通知する。	1 調書等受付事務 各特別支援学校は、保護者等から特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書を受け付ける。収入額等を確認するため、マイナンバーを利用した情報照会を行う。 2 支弁区分決定事務 各特別支援学校は、調書等に記載された世帯員の構成及び収入額等のデータをシステムに入力し、収入額の算定及び需要額の測定を行う。収入額等のデータについてはマイナンバーによる情報照会結果をシステムに反映する。システムより出力した調書等を県教育委員会に進達する。 県教育委員会は、進達された調書等を審査し、負担能力の程度に応じて支弁区分を決定する。決定した支弁区分は校長を通じて保護者等に通知する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の26の項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条 ・番号法第9条第2項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の九の項、第5条 別表第三の一の項及び七の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条第9項及び第4条第5項 ※令和4年4月1日より施行	・番号法第9条第1項 別表第一の26の項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条 ・番号法第9条第2項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の九の項、第5条 別表第三の一の項及び七の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条第9項及び第4条第5項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ナ及び同条第2号から第6号まで ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条 別表第三の一の項 ※令和4年4月1日より施行 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三の七の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条第5項 ※令和4年4月1日より施行	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ナ及び同条第2号から第6号まで ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条 別表第三の一の項 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三の七の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条第5項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]